

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年10月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100440 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 2100005 号

第 1 結論

昭和 61 年*月から平成 3 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年*月から平成 3 年 3 月まで

請求期間当時、私が 20 歳となり、学生であった頃、国民年金の新制度が始まったため、母が私の国民年金の加入手続きを行い、父名義の銀行口座で口座振替又は納付書により保険料を納付した。年金記録では、平成 3 年 4 月から国民年金に加入したことになっており、請求期間の加入記録が無いので調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続きを行った時期を昭和 61 年*月頃（20 歳到達時）と主張しているが、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者資格取得日は平成 3 年 4 月 1 日で、同年 5 月 29 日に処理されていることから、この頃に加入手続きが行われたことが確認でき、請求者が主張する加入手続きを行った時期とは相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号は、上記の資格取得処理が行われた平成 3 年 5 月に A 市で払い出されているところ、住民票の除票によると請求者は、昭和 58 年 5 月 23 日から平成 5 年 3 月 31 日まで継続して A 市 B 区に住所を定めていることから、同市がその継続した期間において、請求者に対し、複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、オンライン記録による氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、請求期間において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、加入手続きが行われたことは確認できない。

さらに、請求者が在籍していた大学が交付した在籍期間証明書によると、請求者は昭和 61 年 4 月 1 日から平成 5 年 3 月 25 日までの期間は学生であったと確認できるところ、請求者のオンライン記録によると、平成 3 年 4 月 1 日の資格取得の理由は、「学

生の第1号被保険者（強制加入被保険者）」とされていることから、制度改正で学生が国民年金の強制加入対象者となったことにより資格取得したことが確認できる一方で、請求期間当時は、20歳以上の学生は任意加入対象者であり、制度上、請求者の加入手続が行われた平成3年5月以降において、同年4月1日より前の学生であった期間に遡って資格取得することはできない。

加えて、戸籍の附票等から、請求者は平成5年4月1日にA市を転出し同年4月8日にC市に転入しているところ、同市が管理していた国民年金被保険者名簿によると、請求者が初めて国民年金被保険者資格を取得した日はオンライン記録と同じ平成3年4月1日と記載されていることから、同市においても請求期間は未加入期間として取り扱われており、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

その上、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、請求者の母親が請求者の父親の銀行口座から口座振替又は納付書により納付した旨を主張しているところ、請求者の母親は既に亡くなっている上、請求者の父親の銀行口座があったとされる金融機関は、保存期間の経過により請求期間に係る資料の保管は無い旨を回答しており、また、請求者の父親は高齢のため、聴取することが困難であることから、請求者の請求期間における加入手続及び保険料納付の状況を確認することができない。

このほか、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2100509 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2100013 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 7 月
② 平成 19 年 12 月

A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社は、「保存期間経過のため、賞与支払台帳等の資料を既に廃棄しており、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である。」旨を回答していることから、請求者の請求期間①及び②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社は、給与の支払日は毎月 25 日であるが、賞与は 7 月と 12 月の給与とは別の日に支給しており、同じ日に支給することはないとしているところ、金融機関から提出された請求者名義の預金口座に係る預金取引明細照会（流動性）によると、平成 19 年 7 月及び同年 12 月において、同年 7 月 25 日及び同年 12 月 25 日に給与が振り込まれた記録は確認できるものの、請求期間①及び②の賞与に係る振込みの記録は確認できない。

さらに、A 社が加入する B 健康保険組合は、「請求者の請求期間①及び②に係る賞与の記録は無い。」旨を回答している。

このほか、請求者は請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賞与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者に賞与が支給され、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者に対し、A社から請求期間①及び②の賞与が支払われていた事実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。